

# 八千穂高原スキー場 スキー場利用約款

## スキー場施設 利用約款

### 第1条(目的)

当スキー場は、アドバンス株式会社(以下会社という)が経営管理するスキー場の施設(ゲレンデ及び付随する施設)を本約款に従い利用し、安全と明朗健全な施設となることを目的としています。

### 第2条(約款の適用)

当社の経営するスキー場におけるスキー、その他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、この約款の定めるところにより行ないます。本約款に定めのない事項については法令に定めるところにより、法令に定めのないときには、「国内スキー等安全基準」(全国スキー安全対策競技会)に準じる他、一般の慣習によります。

### 第3条(利用契約の成立)

当スキー場をご利用される方は、利用当日に本約款を確認のうえ、リフト乗車券売場にて乗車券をお買い求め頂くことにより(シーズン券、その他会社承認団体、1回乗車券、キッズランド入場券を含む)、当スキー場はリフト乗車券購入者の施設のご利用をお引き受けすることと致します。

### 第4条(告知)

1. 当社の経営するスキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次の各項各号のことがらをよく理解の上、事故等なくご利用いただくよう告知します。
2. スキー(ここに云うスキーには、スノーボード、その他の雪上滑走用具を含む。)は、次の特有の危険があることを承知の上、これを自分の注意により避けるようにしてください。
  - (1) 雪・風・霧等、天候による危険。
  - (2) がけ、凹凸等、地形による危険。
  - (3) アイスバーン、吹き溜まり、雪崩等、雪の状態による危険。
  - (4) 岩石、立木等、自然の障害物による危険。
  - (5) リフト施設、建物、雪上車両等、人工の障害物による危険。
  - (6) 他のスキーヤーとの接触による危険。
  - (7) 自らの失敗による危険。
3. 滑走エリアはスキー場が定めるコースのみとし、スキー場エリア内でもロープや柵をくぐる行為や、コースに指定されていない所の滑走は禁止します。

4. 保護者の目の届かないお子様の単独行動は、お止めください。
5. 当スキー場では、この告知及び次条で定めるスキー場の行動規則の無視・軽視による事故に関しましては一切責任を負いかねます。
6. 第2項から第5項までの事柄を承認できない方、または他のおお客様の迷惑になる行為(マナー違反等)、スキー場関係者からの注意事項等の無視をされる方は、当スキー場への入場をお断りします。

## 第5条(行動規則)

当社の経営するスキー場では、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、脅かしてはならない。
- (2) 滑走以外ではヘルメットやゴーグル、マスク等を外し容姿を明らかにしなければならない。
- (3) 地形、天候、雪質、技能、体調、混雑等の状況に合わせてスピード等滑走をコントロールし、いつでも危険回避できるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (4) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (5) 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- (6) 滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、周囲をよく見ながら安全を確かめなければならない。
- (7) コースの中で座り込んではいけない。狭所や上から見通しができない所では立ち止まることも慎まなければならない。転倒したときは速やかにコースを開け、最大限に周囲の安全を確保しなければならない。
- (8) 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (9) 滑走用具なしでの一切のゲレンデ使用を禁止します。
- (10) 流れ止めが付いていない雪上滑走用具は、使用してはならない。
- (11) 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従わなければならない。
- (12) 指定喫煙所以外での喫煙は禁止します。
- (13) 事故にあったときは救助活動と通報に積極的に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

## 第 6 条(利用者の責任)

1. 当社は、スキー場利用者が法令若しくは本約款の規定を守らなかった事等により、当社が損害または賠償の経費の負担を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償若しくは負担経費の支払いを求めます。
2. 当社は、スキー場利用者が本約款の第 4 条 3 項の規定に違反しスキー場管理区域外に出て、本人または知人等から当社に遭難救助の申告があったときは、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力し救助当たります。当社は救助終了後、捜索・救助に関係した全ての負担経費の内容を明示して、支払いを求めます。
3. 当社は、当社の管理区域内のスキー、スノーボード及び雪上滑走用具の一時置場並びに駐車場における盗難及び故障等に対しては責任を負いかねます。但し、当社の故意・過失があった場合は、この限りではありません。
4. ゲレンデ使用について、リフト乗車券(年券等含む)をお持ちでない方の滑走及び、その他会社の承認していない方(団体)の滑走等による事故、損害または、滑走用具の故障等におきましては責任を負いかねます。但し、事故による救助等におきましては、本条 2 項同様、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力し救助に当たります。当社は救助終了後、捜索・救助に関係した全ての負担経費の内容を明示して、支払いを求めます。

## 第 7 条(プライバシーポリシー)

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、スキー場事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでいます。また、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応し、当社(当スキー場)の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

### 1. 個人情報の取得

当社(当スキー場)は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

### 2. 個人情報の利用目的

当社(当スキー場)は、取得した個人情報をこれらに付帯・関連するサービスの提供など、当該業務の遂行に必要な範囲内で利用し、それ以外の他の目的に利用することはありません。

### 3. 個人データの安全管理措置

当社(当スキー場)は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

### 4. 個人データの第三者への提供

当社(当スキー場)は、個人データを第三者に提供するにあたり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

#### a 法令に基づく場合

b 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

c 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

d 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

### 第8条(火気の使用の禁止)

当スキー場のセンターハウス内は、一切の火気使用を禁止します。ゲレンデ、リフト乗車中及び建物内は全館禁煙とし、喫煙は指定された場所をお願いします。

### 第9条(施設内へのお持ち込み品)

当スキー場の施設内には次の物のお持ち込みをお断りいたします。

- (1) 動物、鳥類等のペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) 他人に迷惑を及ぼすもの

## 第 10 条(リフト乗車)

リフトの利用について、安全に利用するため次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

### 1.(利用の知識)

- (1) 利用者は、乗り場の掲示を読み、事前に利用上の注意を理解するよう努めなければならない。
- (2) 乗り慣れない人や初めての方は、係員に申し出てその指示に従わなければならない。

### 2.(利用上の注意)

- (1) スキー場で指定するスチールエッジ及び流れ止めの付いた滑走用具のみゲレンデ滑走可能です。
- (2) プラスチック製の滑走用具のリフト乗車はできません。
- (3) お子様を抱えての乗車はできません。但し、抱っこ紐等を使用する場合はこの限りではありません。
- (4) リフト係員の支持及び標識・表示に従ってご利用ください。
- (5) スノーシュー及び登山目的のリフト乗車は特別に許可していますが、歩行の際はゲレンデの脇の遊歩道をご利用ください。

### 3.(禁止事項)

- (1) リフトの正常な運行を妨げる行為、またはその恐れがある行為。
- (2) 指示された場所以外で乗り降りする事。
- (3) 乗車中の喫煙
- (4) ゴミや物品を乗車中のリフトから投げ捨てる行為。
- (5) その他、他の人や自分の安全を脅かす行為。

## 第 11 条(金銭・その他貴重品)

金銭・その他貴重品は、施設内にある貴重品ロッカーをご利用いただきますが、この場合一切の管理責任は利用の方ご自身にありますので、紛失等の場合、当スキー場は一切の責任を負いません。貴重品ロッカーの暗証番号は他人に知られぬようご注意ください。

## 第 12 条（ロッカー）

当スキー場においては、スキーセンター内にあるロッカー設備はご利用者ご自身の責任のもとにご自由にご利用できます。ご利用の際には次の事項をご承知ください。

1. ロッカーには金銭その他の貴重品はお入れにならないでください。ロッカー内の金銭、貴重品等の盗難については責任を負いません。所持品については、各自の責任において施錠保管ください。
2. 当スキー場が緊急と認めた場合にはロッカーを開扉し、点検する場合がありますのでご了承ください。
3. 万一ロッカーの鍵を紛失された場合には直ちにお届けください。尚、紛失により修理を要した費用は相応分をご負担していただきます。

## 第 13 条（返 金）

リフト乗車券を購入した後の返金は致しかねます。

## 附則

本利用約款は、2019 年 10 月 1 日より施行します。

アドバンス株式会社